

お知らせ

◇当病院は、東海北陸厚生局長に次に掲げる届け出をしています。

- 1.喘息治療管理料：24 時間救急指定病院として対応し、看護職員を配置し診療を行っています。
 - 2.糖尿病合併症管理料：糖尿病足病変に係る研修を終了した専任看護師が指導を行います。
 - 3.がん性疼痛緩和指導管理料：緩和ケア担当医を配置し、治療管理・療養指導を行います。
 - 4.糖尿病透析予防指導管理料：糖尿病指導の経験を有する専任の医師、看護師、管理栄養士が指導を行います。
 - 5.二次性骨折予防継続管理料 1、2、3：骨粗鬆症の診療を行う体制を備え、骨粗鬆症の診療を行う医師、看護師及び薬剤師を配置しています。
 - 6.救急外来医学管理料 2 及び救急外来緊急検査対応加算 2：救急医療機関として夜間休日を含んで医師・看護師を配置し、検査等が可能な体制を有しています。
 - 7.院内トリアージ実施体制加算：救急医療経験のある職員が患者様の緊急度に応じ診療の優先順位づけを行う院内トリアージを行っています。
 - 8.外来腫瘍化学療法診療料 1：外来化学療法を実施するための専用のベッドを有する治療室を有し、経験を有する専任常勤医師、専任看護師、専任薬剤師が勤務し、患者様からの緊急の相談に対応できる連絡体制を有し、急変時に入院できる体制が確保されており、化学療法に関する委員会を設置しています。
 - 9.ニコチン依存症管理料：敷地内を全面禁煙にし、専任の看護職員を配置し診療を行っています。
 - 10.心不全再入院予防継続管理料 1、2：急性心不全の入院患者様に対し、多職種による早期介入と、退院後も地域で連携し必要な治療を行う体制を有しています。
 - 11.開放型病院共同指導料：羽咋郡市医師会と合意のもとに、16 床の開放型病床を設置し、登録医と連携し共同で治療にあたっています。
 - 12.持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算：在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 2 について、C-PAP 使用時間等をモニタリングし、適切な指導管理を行っています。
 - 13.ハイリスク妊産婦共同管理料（Ⅰ）：産婦人科に共同で管理を行う保険医療機関を掲示しています。
 - 14.がん治療連携指導料：計画策定病院（金沢大学附属病院、金沢医科大学病院）により作成された診療計画に基づき治療にあたります。
 - 15.肝炎インターフェロン治療計画料：肝炎に関する専門的な知識を有する常勤医師がいます。
 - 16.薬剤管理指導料：薬剤師が入院患者様に服薬指導を行っています。医薬品情報管理室を設置し、医薬品情報の収集・共有・職員への周知を行っています。
 - 17.検査・画像情報提供加算：検査結果や画像情報、画像診断の所見等を、紹介先医療機関へ電子的方法により閲覧可能な形式で提供できる体制を有します。
 - 18.電子的診療情報評価料：他の医療機関からの照会患者様の検査結果や画像情報、画像診断の所見等について、電子的方法により閲覧し診療に活用できる体制を有します。
 - 19.医療機器安全管理料 1：医療機器安全管理に係る常勤の臨床工学技士がいます。
 - 20.在宅療養支援病院：対象となる患者・家族に対し、24 時間連絡が取れるよう文書でお知らせしています。
 - 21.在宅時医学総合管理料：在宅医療の調整担当者、担当医を配置しています。
 - 22.救急患者連携搬送料 2：連携する高次救急医療機関で初期診療を受け、専門的な入院治療が一段落した患者様について、受け入れを行う体制を有しています。
 - 23.検体検査管理加算（Ⅱ）：担当常勤医師がおり、血液学・生化学・免疫学的検査が常時実施できる体制を有し、精度管理を実施、臨床検査適正化委員会を設置しています。
 - 24.時間内歩行試験：検査に関する経験を有した循環器科医師の指示の下、検査を行っています。
 - 25.コンタクトレンズ検査料 1：コンタクトレンズに係る検査を実施した患者は、全体の 3 割未満です。
 - 26.C T 撮影及びMR I 撮影：16 列以上のマルチスライス CT、1.5 テスラ以上の MRI 機器を有しています。
 - 27.外来化学療法加算 1：専用の治療室を有し、経験 5 年以上の医師・看護師・薬剤師が配置されています。
 - 28.無菌製剤処理料：2 名以上の常勤薬剤師が専用室で安全キャビネットを使用して製剤しています。
 - 29.心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）：循環器科を担当する常勤医師及び専任の常勤理学療法士又は、看護師が勤務し、機能訓練室を設置しています。
 - 30.脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）：経験を有する専任の常勤医師と専従の常勤理学療法士及び作業療法士が各々 1 名以上勤務しています。
 - 31.運動器リハビリテーション料（Ⅰ）：経験を有する専任の常勤医師と専従の常勤理学療法士及び作業療法士が各々 1 名以上勤務しています。
 - 32.呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）：経験を有する専任の常勤医師と専従の常勤理学療法士 1 名を含む常勤の理学療法士が 2 名以上勤務しています。
 - 33.がん患者リハビリテーション料：経験を有する専任の常勤医師と専従の常勤理学療法士 1 名を含む常勤の理学療法士が 2 名以上勤務しています。
- ※30.～33.：上記勤務体制のほか、必要な治療・訓練を行うための施設を有しています
- 34.摂食嚥下機能回復体制加算：摂食嚥下機能の回復支援に係る多職種チームが、共同で摂食または嚥下機能回復のための指導管理を行う体制を有しています。
 - 35.エタノールの局所注入（甲状腺・副甲状腺に対するもの）：甲状腺及び副甲状腺治療に関し、専門知識を有する医師が配置されています。
 - 36.人工腎臓：透析用監視装置 1 台当たりの患者数が 3.5 人未満です。
 - 37.導入期加算 1：患者様毎に導入時には腎代替療法について十分な説明を行います。
 - 38.透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算：透析機器安全管理委員会を設置し、専任の臨床工学技士を配置しています。
 - 39.下肢末梢動脈疾患指導管理加算：慢性維持透析患者様のリスク評価を行っています。また金沢医科大学病院と連携を行っています。
 - 40.脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術：常勤の整形外科医が 1 人以上勤務しています。
 - 41.緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）：眼科の経験を 5 年以上有する医師が 1 人以上勤務しています。
 - 42.ペースメーカー移植術及び交換術：循環器の経験を 5 年以上有する医師が 1 人以上勤務しています。
 - 43.大動脈バルーンポンピング法（I A B P）：循環器の経験を 5 年以上有する医師が 1 人以上勤務しています。
 - 44.医科点数表第 2 章第 1 0 部手術通則第 16 号に掲げる手術における適合していない場合に所定点数の 100 分の 80 に相当する点数により算定することとなる施設基準：胃瘻造設術実施症例年間件数が 50 未満です。
 - 45.早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術：年間 20 件以上の粘膜下層剥離術を実施しています。
 - 46.輸血管理料Ⅱ及び輸血適正使用加算：輸血療法委員会を開催し適正に輸血用血液製剤等を管理しています。
 - 47.胃瘻造設時嚥下機能評価加算：嚥下機能評価を実施し、その内容の説明を行います。
 - 48.看護職員処遇改善評価料 38、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、入院ベースアップ評価料 85：医療従事者の処遇改善を目的としたものです。

※介護保険の指定事業者：【介護予防訪問看護】【介護予防通所リハビリテーション】【介護予防訪問リハビリテーション】【訪問看護】【通所リハビリテーション】【訪問リハビリテーション】の人員基準等を満たす体制を有しています。